

# 西播磨水道企業団制限付一般競争入札実施要領

(平成21年3月27日訓令第11号)

## (趣旨)

第1条 この要領は、西播磨水道企業団が行う制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、西播磨水道企業団の契約に関する規程(昭和48年管理規程第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる工事は、原則すべての工事とする。ただし、企業長が認めた場合は、一般競争入札によらないことができるものとする。

## (入札参加資格)

第3条 前条に掲げる対象工事の入札に参加する者は、入札公告日前日から入札日までの間、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 本企业団の競争入札参加登録名簿に登載され、資格が有効な者
- (2) 建設業の許可を受けている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間でない者
- (5) 本企业団の指名停止期間中でない者
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き期間の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (7) その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者

## (入札公告)

第4条 企業長は、第2条に掲げる対象工事を発注する場合においては、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事名、施工場所及び工期
- (2) 工事概要
- (3) 入札に参加する者に必要な要件
- (4) 入札参加申込等
- (5) 入札執行時期等
- (6) 契約締結時期等
- (7) その他必要な事項

2 前項の公告は、本企业団の掲示場及びホームページへ掲載する。

3 公告は、原則として毎月5日及び20日（その日が西播磨水道企業団の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第2条に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い日で、休日でない日）とする。

## (入札参加申込等)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を企業長に提出しなければならない。ただし、企業長が不要と判断した場合は、これを省略することができる。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)

(2) その他対象工事ごとに定める書類

2 前項に規定する書類の提出方法は、持参に限るものとする。

(資格審査及び通知)

第6条 企業長は、前条の規定に基づいて提出された内容を審査し、適当と認めた者に対し制限付一般競争参加資格確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 入札参加資格を有しない者に対しては、理由を付して通知するものとする。

(複数入札参加申込の制限等)

第7条 同一日に公告をした入札については、一工事のみの入札参加を認めることとし、複数工事の入札参加は認めないものとする。

2 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係、又は人間関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。この場合において、該当する者のした入札は無効とする。

(設計図書の閲覧及び購入の制限)

第8条 対象工事の設計書及び設計図面は、第4条第1項の規定による公告をした日から閲覧により行うものとする。この場合において、設計図書閲覧申込書(様式第3号)により申し込んで行うものとする。

2 入札に参加する当該工事の設計図書については、入札参加希望者が企業長の指定する販売業者で必ず購入し、入札参加申込書にその工事の設計図書等販売証明書(様式第4号)の原本を添付しなければならない。

(工事積算内訳書の提出等)

第9条 企業長は、入札に際し、特に必要と認めた場合は、入札参加者から工事積算内訳書を提出させるものとする。

(提出された資料等の返却)

第10条 提出された資料等については、一切返却しないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。